

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	フランス民法における人格権保護の発展：尊重義務の生成 (5)
Author(s)	石井, 智弥
Citation	茨城大学人文学部紀要. 社会科学論集(54): 1-11
Issue Date	2012-09-28
URL	http://hdl.handle.net/10109/3317
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

フランス民法における人格権保護の発展 — 尊重義務の生成 — (5)

Le développement de la protection du droit
de la personnalité dans le droit civil français
— L'élaboration du devoir de respecter — (5)

石井智弥

抄録

日本における人格権研究のほとんどはドイツ法の研究に依拠している。それは人格権という概念がドイツ法に由来するものであるため、当然のことであるが、日本民法の不法行為はドイツ民法と異なる規定形式を採用している、という点に鑑みると、人格権の内容とされる法益は、ドイツ法的アプローチ以外からも保護しようといえる。したがって、ドイツ法以外の観点から人格権法の検討を行うことにも、十分な意義があると考えられる。そこで、本研究では、フランスでの人格権保護の状況を考察し、そこから人格権保護の基礎理論の抽出を試みる。

本号においては、私生活に関する判例を分析した後、第2章を小括する。さらに立法の展開にも言及する。

目次	第3節 判例の展開
第1章 はじめに	第1款 名誉
第2章 フランスにおける人格権概念の起源と展開	第2款 肖像
第1節 「人格権」概念の導入—ペローの人格権論	(以上、53号)
(以上、50号)	第3款 私生活
第2節 人格権に関する研究	第4款 小括
第1款 第二次大戦以前の諸説	第4節 判例・学説の到達点
第2款 ケゼールの人格権論	第3章 立法の展開
(以上、51号)	第1節 民法典と人格権
第3款 ベニエの名誉権論	第2節 私生活尊重の権利
第4款 概説書等における人格権の分析	(以上、本号)
第5款 小括	第3節 身体の尊重
(以上、52号)	第4章 人格の尊重
	第5章 結び

第3款 私生活

1. 1970年改正以前

ケゼール (Kayser) の分析によると、手紙の内容が私事に関する事柄であった場合などで私生活は問題となり、裁判所は20世紀中頃にはその保護を肯定していたという。私生活の問題として扱われたのは主に、私生活に触れた手紙の内容に関する利益と肖像に関する利益であった。まず前者については、受取人はその手紙に差出人の内密的なことが書かれていた場合、事前の許可なくその手紙を公表することはできないとして、受取人の手紙に対する所有権を制限し、また逆に、手紙に受取人の内密的なことが書かれていた場合には、受取人の事前の許可なく差出人はその手紙の内容を公表することはできず、差出人の手紙の著作権を制限していたという。さらに、手紙に第三者の私生活が書かれていた場合には、その者の同意がなければ差出人と受取人は手紙の公表をできず、差出人と受取人の権利をともに制限していたとする¹。実際、破毀院判決でも、そのことが示されている。例えば、次のような事件がある。1959年に発行された「アラブの春」という本の著者Xに対して、AとBがその本の内容を批判する手紙を出し、Xもそれに反論する手紙をAとBに送った。その後、これらの書簡の内容はY発行の小冊子上に掲載されたため、XはYを訴えた。破毀院はXの請求を認めたパリ控訴院の判断を支持し、同控訴院は判決において、手紙の受取人の人格を守るために、

受取人自身が秘密の権利を援用することができ、内密的な性格の手紙については差出人と同様に受取人の同意が無ければ、その内容を第三者に公表することはできない、と述べている²。他方、肖像に関する利益についても、前節で見てきたように、私生活の一つとして保護されることが多く、被告が自宅で家族と一緒にいる原告の写真を使って原告と有名女優とのゴシップ記事を掲載した事件では、1966年3月17日のパリ控訴院判決が、各人には私生活の秘密の権利があり、その保護を得る相当な理由もあると判示した³。

私生活の保護を直接問題にした事例では、次のような事件がある。まず、マレーヌ・ディートリッヒの私生活侵害が問題となった1955年3月16日のパリ控訴院判決では、本人の同意なく私生活上の事柄を公表することを禁じた。この事件は、週刊誌フランス・ディマンシュに「私の人生、マレーヌ・ディートリッヒより」という表題で、本人が語ったかのような印象を与えながら、マレーヌ・ディートリッヒの私生活上の思い出話が掲載されたため、マレーヌ・ディートリッヒが訴訟を提起した。パリ控訴院は「個人の私生活上の思い出は精神的な財産に属する。何人も、話題にされた私生活の当事者から明示的かつ明瞭な許可を得なければ、たとえ害意がなくとも、それを公表する権利を有さない。…私生活の逸話や小話、特に私生活の内密的部分にふれるものは、当事者の同意が無ければ書くことはできない」と判示した⁴。また、個人

1 P. Kayser *La protection de la vie privée par le droit*, 3 éd. 1995. p. 119s. 私生活の保護については、P. Kayser, *Le secret de la vie privée et la jurisprudence civile*, in *Mélanges à Savatier*, 1965, pp.406 et s.; B.Beignier, *La protection de la vie privée*, in *Libertés et droits fondamentaux*, 2007, 13ed. pp.179 et s.; F.Sudre, *La vie privée, socle européen des droits de la personnalité*, in J-L.Renchon (sous la direction de), *Les droits de la personnalité*, 2009, pp.1 et s. も参照した。

2 Cass. 1^{re} Ch. civ. 26 oct. 1965, D. 1966. 356.

3 D. 1966. 749.

4 D. 1955. 295.

の思い出話が無断で公表された場合であっても、それが私生活にかかわるものでなく、公的な生活に属する話であったときには、保護の対象にならないとされている。ある有名パイロットの思い出話が無断で新聞に公表され、そのパイロットが発行元を訴えた事件において、パリ控訴院は1961年6月30日の判決で「争いの対象となっている話は、有名パイロットの公的生活にかかわるものである…。人の私生活の思い出がその者の精神的な財産の一部になり、許可なく公表することは許されないとし、名声を侵害された人物の話が歴史に属する公的生活の事柄についてであった場合には同じように扱われず、特別の許可がなくても歴史家あるいはジャーナリストによって、関係者の反論権を留保しつつ、叙述されうる。」と述べている⁵。さらに、著名な歌手の住所、電話番号、資産状況などの個人情報が写真とともに週刊誌に公表された1970年5月15日のパリ控訴院判決の事件では、いくつかの個人情報や写真が以前に同意を得て公表されたことがあったとしても、それはその後公表される全ての場合において同意を与えたことにはならないとし、表現の自由は無制限ではなく、私生活尊重の権利を侵害してはならないと判示された⁶。

私生活侵害に関する事例は以上に挙げたも

の以外にも多数存在するが、それら無数の裁判例の展開を背景にして、1970年に私生活の尊重とその保護を規定した民法典第9条が新設された。

2. 私生活尊重の権利

1970年に新しく規定された民法典第9条は次のような内容となっている⁷。「〔第1項〕全ての人は自己の私生活を尊重される権利を有する。〔第2項〕裁判官は、被った損害の賠償のみならず、係争物寄託 (séquestre)、差押え、及び私生活の内密性 (intimité) の侵害を防ぎ、中止させるのに適したその他あらゆる措置を命じることができる。緊急の場合、レフェレ (référé)⁸によってそれらの措置を命じることができる。」

裁判所もこうした立法府の積極的な動きに合わせ、1970年の法律以後は9条を活用し、人格権の侵害を私生活侵害に組み入れて当該法益を保護している。例えば、控訴院判決では、雑誌にX夫人が若い男性と一緒にいる写真を公表し、皮肉な文面をつけたことに対してX夫人が訴えを起こした事件で、公表された写真には暴露的なものはなかったとしても、被告のジャーナリストと一緒にいた男性を皮肉な表現で「フィアンセ」と表記しているため、正当化されることなくX夫人の私

5 D. 1962. 208.

6 D. 1970. 466.

7 フランス民法典第9条に関する邦語文献としては、松野友芳「私生活の保護—破毀院第一民事部1985年2月13日判決—」判例タイムズ655号、大石泰彦「フランスにおける私生活と名誉の保護」ジュリスト1038号、北村一郎「私生活の尊重を求める権利」北村一郎ほか編『現代ヨーロッパ法の展望』（東京大学出版会、1998年）、拙稿「人格権固有の利益の保護—肖像権を中心に—」専修法研論集32号（2003年）がある。

8 急速審理のこと。レフェレについては、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』（法曹会、1993年）198頁以下、山本和彦「レフェレ手続の近況—フランス訴訟促進政策の新展開—」『民事裁判の充実と促進 下巻』（判例タイムズ社、1994年）、堤龍弥「フランスにおける民事保全」中野貞一郎ほか編『民事保全講座1 基本理論と法比較』（法律文化社、1996年）、本田耕一『レフェレの研究』（中央経済社、1997年）参照。

生活に介入していると判示された1981年10月14日の判決⁹や、外国の王族の教育状況(王子の息子が教育施設から追放されたことなど)を報じる記事が掲載された事件において、その身分、生まれ、財産、現在又は将来の職業を問わず、全ての人には私生活を尊重される権利があると判示した1989年2月1日の判決¹⁰などがある。また、破毀院判決では、施設内での精神的障害者の日常生活を法定代理人の許諾なく写真に撮ることは、それ自体、私生活の内密性を違法に侵害するものであるとした1993年4月24日破毀院民事第一部判決¹¹、そして未成年者の写真がデモ行進から独立して撮られ、親の同意なくそれがカメラマンによって公表されたとしても、その写真はその子供が加わっていた民族の祭典にいるときのものであるということを検討し、その親からの賠償請求を棄却した控訴院判決について、民法典9条に違反するとして破棄した2000年12月12日の破毀院民事第一部判決¹²などがある。

さらに侵害に対する救済としては損害賠償と侵害行為の防止措置等が規定されているが、前者の問題については、9条の私生活尊重の権利が侵害された場合に、不法行為による損害賠償との関係について言及した1996年11月5日の破毀院第一民事部の判決がある。この事件は、出版社が私生活侵害で損害賠償を命じられたため、私生活侵害の事例でも損害賠償については不法行為を規定する1382条の適用要件に従うと主張したものである。出版社は、原審の控訴院が損害の証明、損害と過失(faute)の因果関係について言及

していないとして、破毀院に不服申し立てをしたが、破毀院は私生活侵害だけで賠償の権利は生じると述べ、申立てを棄却した¹³。この判決を評釈したラヴァナス(Ravanas)は、裁判所が、私生活の侵害だけで過失と損害は生じているものとみなし、黙示的に第1382条の要件を採り入れている、と解釈している。裁判所は、過失(faute)の存在を推定して被害者の証明負担を軽くしただけなのか、それとも私生活侵害による損害の賠償責任を無過失責任としたのか、などの不明な点が残っているので、この判決から、第9条は第1382条と別個の要件に支配されている、と断定することができない。ただ少なくとも、私生活侵害の損害賠償の要件が、その他の不法行為の損害賠償の要件よりも緩和された、ということと言えるであろう。

損害賠償以外の救済措置に関しては、通常、差止めが念頭に置かれるが、差止め以外の救済手段が認められた事例もある。映画『メスリーヌ』事件と呼ばれているものだが、犯罪者メスリーヌを題材とした映画の中で、メスリーヌの元愛人の私生活を侵害するシーンがいくつかあったため、その元愛人がそれらのシーンの削除を求めた事件である。パリ控訴院は、削除を請求したシーンのうち、一部分のシーンの削除を認め、破毀院もこれを支持した¹⁴。そして損害賠償以外の措置についての事例でも、要件の緩和が見られる。2000年12月12日に破毀院民事第一部で下された二つの判決において、「私生活及び肖像に帰されるべき尊重がプレスにより侵害されたことを確認するだけで、緊急性は特徴づけら

9 Paris. 14 oct. 1981, D. 1983. 346.

10 D. 1990. 48

11 D. 1993. IR. 84.

12 JCP. 2001. IV. 1255.

13 JCP. 1997. II. 22805, note Ravanas.

14 Civ. 1re. 13 févr. 1985, D. 1985. 488, J. C. P. 1985. II20467.

れ、賠償の権利も生じる。また、この賠償の形式は、裁判官の自由裁量に委ねられており、裁判官は、生じた損害の賠償と同様に侵害を防止あるいは中止させるのに適したあらゆる措置をレフェレによって行う権限を、新民事訴訟法典 809 条 2 項のみならず民法典 9 条 2 項によっても与えられている」とする見解が示された¹⁵。

3. 適用範囲の拡大

9 条の適用範囲においても、その拡大が指摘されており、とりわけ注目されている事例として、性転換手術の問題を扱った 1992 年 12 月 11 日の破毀院大法廷判決がある。その中で破毀院は「治療目的で受けた外科手術の結果、トランスセクシュアリズム症候群の徴候を示している人がもはや全く当初の性別の性格を有さなくなり、その人の社会的振る舞いと合致する別の性に近い身体的外観をもったとき、人権及び基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約第 8 条及び民法典第 9 条によって想定された、私生活に帰すべき原理は次のことを正当化する。すなわち、人の身分の不可処分性はそのような〔性別の〕変更の障害とならないので、民事的身分 (état civil) は以後、その者が有する外観の性を示す。」と判示した¹⁶。こうした引用の仕方注目して、民法 9 条を人格権の母体 (matrice) として位置づける見解も現れている。この考えによると、私生活は個人情報総体であり、より正確に言うと、人の同一性及び内密性に関する情報の総体であるとする。そして、民法

16-1 条の「身体の尊重の権利」が身体的完全性の保護を目的とする全ての権利の母体を構成しているように、民法 9 条の「私生活尊重の権利」は精神的完全性の保護を目的とする全ての人格権を吸収するものであるとしている¹⁷。

以上に見るような人格権保護における 9 条の適用拡大は、確かに立法以前から肖像権保護において私生活概念が用いられていたとはいえ、立法後にますます顕著になっている。

第 4 款 小括

人格権の中でも、名誉、肖像、私生活に関する判例を本節では分析したが、そこで見てきたのは、多くの人格権が私生活保護の一環として保護されているということである。とりわけ肖像については、しばしば私生活侵害とともにその侵害が主張され、学説上も、私生活に含まれるものとして扱う説が少なくない。私生活尊重の権利が民法に明記されるようになると、ますますこの傾向は強まった。名誉についても、当初、名誉毀損は 1881 年の出版自由法に基づいて、救済の可否が判断されていたが、名誉毀損の内容が私生活に関わる事例の場合には、民法 9 条が適用されることとなった。さらに、上述した 1992 年の破毀院大法廷判決では、民事的身分の変更において、私生活尊重の理念を持ち出している。このことは、人格権侵害の不法行為が私生活保護として解決されているということを超えて、さらに、人格権という権利概念の存在意義が私生活尊重の権利に取って代わられつつ

15 JCP. 2001. IV. 1253, 1254.

16 Cass. ass. plén., 11déc. 1992, JCP1993, II, 21991; D. 1993, IR p. 1. 関連判例の紹介として、Annick Batteur, *Les grandes décisions du droit des personnes et de la famille*, pp. 144-146. なお、同判決については、大村敦志『生活民法研究Ⅱ 消費者・家族と法』(東京大学出版会、1999年)92頁以下において詳述されている。

17 J-C. Saint-Pau, "L'article 9 du code civil: matrice des droits de la personnalité", note sous Cass. 1civ., 16 juillet 1998, D. J. 541.

あるということ、あるいはそもそも、フランスの判例では人格権ではなく私生活の保護が中心になっていたことを示している。

第4節 学説・判例の到達点

フランスにおける人格権の本格的な議論はペローの研究から始まったと考えられるが、既にペローは、人格権の基本理念に「個人の尊重」を表明していた。すなわち、「個人を個人として尊重すること」、「個人を家族の成員として尊重すること」、「個人を国家の成員として尊重すること」である。もっとも、ペローの考える人格権は財産的権利以外のものを全て含んだ概念であったため、今日想定されている人格権よりも広がった。それゆえ、ペローの意図するところは、財産権以外の法益の体系化にあったと思われる。その後も、人格権は非財産的利益を体系化する上での道具概念として使われてきたが、1990年代あたりから、私人間の人権侵害に対処するための非侵害利益としての役割が見出されてきた。代表的な見解はベニエのそれであり、人格の保護は憲法によって保障されると述べている。概説書等においても、単なる道具概念ではなく、人間の本質的価値を具現化した法益として、積極的な意味を人格権に与える記述がなされている。特徴的なことは、民法典の人 (personne) に関する章で、人格権を詳述している点である¹⁸。これは、人格権を不法行為における一侵害事例として見ているのではなく、人の本質的価値と深く結びついた概念として考えていることを示している。カ

ルボニエが人格権を自然人の属性の一つとして説明していることや、コルニユが人間の始原的権利に含めていることは、そのことを端的にあらわしていると考えられる。

したがって、人格権に関する学説上の議論は、非財産的利益の体系化における道具概念としての位置付けから、人間の本質的価値を表した法益としての積極的な役割の付与へと展開してきたと考えられる。これに対し、判例は人格権をどのように扱っていたのか。フランスの判例では、精神的利益の侵害そしてその結果生じる非財産的損害の賠償は、古くから認められており、私生活や肖像などの精神的利益を包括的に保護するための法概念として、人格権という概念を必要とはしていなかったと考えられる。それぞれの法益が個別に保護され、それで足りていたからであろう。しかし、1970年に私生活尊重の権利を明記した9条が現れると、各種の人格的利益は私生活に含ませることで9条を援用し、私生活尊重の侵害として人格権侵害を扱うようになってきている。このことは、9条2項に具体的な救済手段が明示されているため、訴訟技術上、簡便であることが理由として考えられるが、いずれにしても、裁判実務上は人格権の侵害として主張するよりも私生活侵害として構成することが多いと言える。それゆえ、判例における人格権保護の展開は、私生活保護へと収斂されていったと考えられる。

18 ドイツの教科書やコンメンタルでも、氏名権が総則編の中に規定してあることから、総則の部分でも人格権についての説明がなされているが、記述量は不法行為に関する部分のほうが多い。例えば Jauernig, *Bürgerliches Gesetzbuch Kommentar*, 14. Aufl., München 2011. は人格権について、氏名権に関する12条の注釈では「氏名権は絶対権である。それは人の個別的人格権として、その人の一般的人格権を具体化する。」と述べるだけだが、不法行為の823条の注釈 (p. 1184 ~ p. 1214) では、人格権の問題を各所で取り上げ、「人格権」と題する節 (p. 1197 ~ p. 1202) を設けている。

第3章 立法の展開

前章で見てきたように、学説は「人格権」概念を用いて、非財産的利益の体系化を行い、さらに人間の本質的価値の具現化という役割を人格権に与えようとし、判例は「私生活」の保護を中心にして、非財産的損害の救済を根拠づけることへと向かった。これらの流れの中で、立法はどのような位置にあるのかをここでは見ていく。

第1節 民法典と人格権

第1款 民法改正草案（モランディエール草案）

フランス民法の改正論議は、民法典誕生百周年の記念事業の時から示唆されてきたが、本格的な議論に発展したのは、第二次大戦後である。ドイツ軍の占領から解放された直後の1945年に、共和国臨時政府は、法務大臣のもとに民法改正の院外委員会を設け、同委員会は、モランディエール（Morandière）を長とし、12名の委員で構成された。この委員会で作られた草案は、1953年に政府に提出されているが、議会で取り扱われることは無かった¹⁹。しかし、人格権に関する規定が明記されていることから、その後の立法にも少なからぬ影響があると思われるので、その内容を概観する²⁰。

上記改正草案は、第一編を「自然人及び家族」と題し、「第一章 自然人の身分」の中に第一節として「人格権」を置いた。この節には、第148条から第165条までが含ま

れているが、まず第148条では「人は、その出生から死亡まで、権利主体である。」と規定している。これは権利能力に関するものであるが、人格権に関連する内容であることを示している点が特徴的である。次に、身体に関する規定が第151条から第154条、第156条及び第157条に置かれている。第151条は「自己の身体の全部又は一部を処分する行為で、処分者の死亡前に履行されるべきものは、人体の完全性に重大且つ決定的な侵害を加えるに至る場合には、これを禁ずる。処分行為が医学上の原則により正当とされるときは、この限りでない。」として、治療行為等に必要な外科手術などの場合を除いて、人体の完全性への侵害を認める合意を無効にしている。遺体の扱いに関しては、第156条に「生前に、自己の死体をどのような病理解剖又は摘出からも免れさせる意思を明示した者がある場合には、これらの処置は、共和国検事、訴訟進行係判事又は急速審理によって判断する第一審裁判所長の決定によるのでなければ、実行することができない。」という規定を置き、さらに第157条で「死者自身又はその配偶者、親族若しくは包括受遺者又は葬式の債務を負わされた者が、反対の意思を表示したときは、正常解剖を行うことはできない。どのような場合でも、正常解剖は、死後二十四時間以内は実行することができない。」とした。一方で精神的な部分の人格権については、第162条で「人の肖像が公表、展示又は使用された場合には、その者は、予めそれに同意を与えた場合でない限り、その

19 1945年誕生の改正委員会については、Jean Carbonnier, *Droit civil Introduction*, 27^eéd., 2002. n° 81 (PUF社から2004年に刊行された合本版 *Droit civil I Introduction Les personnes La famille, l'enfant, le couple*. を参照) Gérard Cornu, *Droit civil Introduction au droit*, 13^eéd., 2007. n°295. を参照した。

20 草案については、Avant-projet de Code civil, présenté par la Commission de réforme du Code civil, Paris, Sirey, 1955. 野田良之ほか訳「フランス民法典改正草案」比較法雑誌4巻1＝2号(1958年)112頁から120頁、174頁から177頁を参照した。以下、草案の条文の翻訳は、漢字表記を現代語化した上で、野田良之ほか訳によるものを用いた。

差止を請求することができる。但し、物質的又は精神的のどのような損害の賠償も妨げない」と規定し、肖像の保護を明記した。また第163条では「信書の名宛人は、差出人の同意なしに、その内容を公表することはできない」として、信書の秘密を保護している。その他、人格権を一般的に保護するための条文としては、第165条の「人格に対する不法の侵害がある場合には、侵害を受ける者は、その差止を請求することができる。但し、侵害者に損害賠償責任の発生することを妨げない」があり、第155条の「人格を侵害する方法で得られた自白又は意思表示は、すべて無効とする」と第164条の「人格権は、取引の目的とならない。この権利の行使に付された任意の制限は、公の秩序に反するときは、すべて無効とする」も人格権の一般的な保護に寄与する条文だと考えられる。

第2款 現行民法

改正草案は実現していないが、人格権保護の内容は現行民法の中にその趣旨が見出される。まず、人体の保護については、現行民法第16条以下に規定が設けられている。第16条で「法律は人の優位性を確保し、人の尊厳に対するあらゆる侵害を禁じ、生命の始まりから人間の尊重を保障する。」という原則を設けた上で、第16-1条に「全ての人自己の身体を尊重される権利を有する。人の身体は不可侵である。人の身体、人の構成要素及び人の産物は財産的権利の目的とすることができない。」、第16-1-1条に「人の身体に払

われるべき尊重は死とともに終了しない。死者の遺体は、その身体が火葬にされた場合には遺灰も含め、尊重、尊厳及び礼節をもって取り扱われなければならない。」という規定を置いている。また、人の身体を保護する具体的な手段については、第16-2条で「裁判官は、死後なされた場合も含め、人の身体に対する違法な侵害又は人の身体の構成要素あるいは産物にもたらされる違法な策動を防止又は中止させるのに適したあらゆる措置を命じることができる。」とした²¹。そして、上記改正草案の肖像と信書の秘密に関する規定については、現行民法典第9条の内容を想起させるものと言えよう。判例における私生活の問題は、主として肖像と信書の秘密の侵害であったため、これらの判例法理が私生活保護へと発展していった。第9条が私生活保護に関する判例法理を土台にしていることから、現行民法は上記改正草案における人格権保護の理念を共有していると考えられる。さらに、人格権の一般的保護に関しては、165条の内容が9条2項及び第16-2条の保護手段に体现されていると考えられる。差止めを含む保護手段が明示されていることがそれを示しているだろう。

その他、改正草案当時は問題とされなかった規定として、すでに触れた無罪推定の尊重の規定がある²²。無罪推定は従来、刑事裁判において問題とされてきたが、報道においてもこの原則を考慮すべきであるとの認識から、1993年1月4日の法律(Loi n°93-2 du 4 janvier 1993 portant réforme de la procédure

21 フランス民法第16条以下に関しては、北村一郎「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト1090号(1996年)120頁以下、滝沢正「フランスにおける生命倫理法制」上智法学論集43巻4号(2000年)9頁以下参照。なお、16条以下の条文は16-13条までであるが、詳細については、本章第3節の「身体の尊重」で扱う。

22 第2章第3節第1款(茨城大学人文学部紀要社会科学論集第53号4頁-6頁)。フランス民法9-1条については、拙稿「民法における無罪推定の原則—フランス民法9-1条からの示唆—」茨城大学政経学会雑誌第81号(2012年)45頁以下参照。

pénale) 第47条により、民法典に9-1条が設けられることとなった。施行後、数度の改正を経て、現在は「全ての者は無罪推定を尊重される権利を有する。ある者が、あらゆる有罪判決の前に、捜査又は予審の対象となっている事件において有罪として公に示されたとき、裁判官は、レフェレによってでも、被った損害の賠償とは別に、訂正の挿入又は声明〔communiqué〕の発表等、無罪推定への侵害を止めさせるためのあらゆる措置を命じることができ、その費用も当該侵害に責任のある自然人又は法人に負担させることができる」という条文になっている。有罪ないしは犯罪者として報道されることは、名誉のみならず私生活の侵害にもなりえるので、この条文は人格権保護の一環として位置づけられるだろう。

以上の各条文は民法典第一編「Des Personnes」に置かれている。第一編は、タイトルが示すように、法主体としての人に関わる内容を定めており、権利能力や親族法分野などの規定で占められている²³。精神的な人格権の保護の根拠としてみなされている「私生活尊重の権利」と身体的な人格権の基礎理念と考えられる「身体尊重の権利」、そしてそれらに付随する諸規定がこの第一編に置かれているということは、人格権を人間そのものに深く関わった特殊な法概念であることを示している。さらに、特徴的なことは、「尊

重される権利」という理念的な内容が明記されている点であろう。立法の面では、この第9条と第16条以下が人格権保護の主要な根拠と考えられるので、以下では、この二つを考察していく。

第2節 私生活尊重の権利

第1款 立法の契機

第9条に私生活尊重の権利とその保護手段が明記される背景としては、ヨーロッパ人権条約が想起されるが、学説の中にも、立法化を主張するものがあつた。

1. バダンテールの論説²⁴

ロベール・バダンテール (Robert Badinter) は1968年の論説の中で、スキャンダルな記事を売り物にして増大するプレスの現状とその被害実態に着目し、判例による私生活保護を分析した。そして、私生活侵害は、不法行為責任の一般原理、すなわちフォート (faute) の有無によって責任が判断されていたが、私生活の権利が徐々に確立されていき、フォートの要件も緩和され、その侵害自体が損害の証明をするまでもなく有責と判断されるようになり、ついに、私生活尊重の権利が人間の本質的な権利、人格権の一つとして認められるようになったことを指摘している²⁵。そして、バダンテールは私生活の秘密を独自の利益と捉えており、肖像や名誉とも区別される利益として位置づけた。²⁶ その他、具体的

23 さらに、一般的には人格権の分野としては理解されていないが、自己決定の尊重という点ではパクス (PACS: pacte civil de solidarité. 民事連帯契約。共同生活のために、二人の異性又は同性が締結する契約) に関する規定も、人格権保護の一つとして考えられるだろう。但し、パクスについては、その性格自体が曖昧で、規定の内容も不明確な点が多いことから、フランスの法学者の中での評価は低いと言われる (大村敦志『20世紀フランス民法学から』(東京大学出版会、2009年) p. 281-p. 282)。その他、パクスに関しては、マゾー＝ルヴヌール (大村敦志訳) 「個人主義と家族主義」ジュリスト1205号 (2001年)、ロランス・ド・ペルサン (齊藤笑美子訳) 『パクス』(緑風出版、2004年) 参照。

24 R. Badinter “Le droit au respect de la vie privée” JCP. 1968. I. 2136.

25 *ibid.*, n°23.

26 *ibid.*, n°25-n°27.

な救済手段についても判例分析を行っているが、注目すべきことは、私生活尊重の権利をはじめとする私生活保護の立法化を主張している点である。レフェレ裁判官（急速審理の裁判官）には私生活を侵害するものを差押える権限が認められているが、法解釈や判例法理に限界があることを示唆し、著作権保護の立法と比較しながら、私生活保護の立法を提言した。具体的には、著作権に関する1957年3月11日の法律²⁷を参考にして、私生活についても同様の保護規定を設けるべきだとした²⁸。

こうした気運と並行して、ヨーロッパ人権条約の批准問題が立法化の後押しをしたと考えられる。次に同条約と第9条の導入の関係を見ていく。

2. ヨーロッパ人権条約

第1項の規定が、ヨーロッパ人権条約第8条1項の「全ての人は、自己の私生活及び家族生活、住居並びに通信を尊重される権利を有する」という文言に似ていることから、第9条はヨーロッパ人権条約の影響を受けている、ということが窺われる。ヨーロッパ人権条約の同条文に関しては、ヨーロッパ審議会が同条の規定を具体化するため、「プライバシー保護に関する勧告案」を1968年1月17日に採択した。これを受けフランスでは「人権保護強化法（Loi du 17 juillet 1970 tendant à renforcer la garantie des droits

individuels des citoyens)」が1970年7月17日に成立し、この法律の第三章「私生活の保護」の第22条によって、本条文が新設された。その後1974年に、フランスはヨーロッパ人権条約に批准している²⁹。

第2款 立法段階³⁰

立法段階では、9条1項の「私生活」と同条2項の「私生活の内密性（intimité de la vie privée）」との違いに関して議論となった。すなわち、9条1項では私生活の尊重を権利としているのに、2項では私生活の内密性への侵害に対しての救済しか規定していないのはなぜか、ということである。国民議会の本法律の委員会において、副委員長であるレイモン・ズィムルマン（Raymond Zimmermann）氏は次のように質した。「民法典第9条として提案された条文の第一項では、『各人は私生活を尊重される権利を有する』と規定されている。しかしながら、同条の第二項は『私生活の内密性』への侵害のみを抑止している。各人が私生活を尊重される権利を有するのなら、それを対象とする侵害もまた抑止されなければならない。…立法者が保護しようとしているのは私生活の内密性だけであるから、各人は私生活の内密性を尊重される権利を有する、という規定によって、第一項は完成されるべきであろう…。こうした疑問に対しては、本条文によって報道の自由が侵害されないためであると説明されている。私生活は

27 Loi n°57-298 du 11 mars 1957 sur la propriété littéraire et artistique.

28 *ibid.*, n°38- n° 43.

29 ヨーロッパ審議会設立国のうち、フランス以外の国はすべて1955年までにヨーロッパ人権条約に批准していたため、フランスの批准は大変遅いものと言える。批准遅延の理由に関しては、建石真公子「フランスにおける欧州人権条約の批准の遅延の理由と国民主権」比較法研究 57号 107頁以下参照。

30 立法解説については、Raymond Lindon, “Les dispositions de la loi du 17 juillet 1970 relatives à la protection de la vie privée” JCP. 1970. II. 2357.; Jean Pradel, “Les dispositions de la loi n° 70-643 du 17 juillet 1970 sur la protection de la vie privée” D. 1971. chron. 111.

31 以上の審議については、Débats parlementaires. J. O. A. N. 1970 p. 2068 et 2069.

保護されなければならない領域であるが、こればかりを保護すると報道の自由が無視されかねないので、その保護領域に制限を設けるため、2項に規定されているような救済が与えられるのは、「私生活の内密性」が侵害された場合に限定したとしている。なお、法律の草案では当初、「特に重大な場合」という文言が含まれていたが、司法大臣の同意のもと、削除された³¹。また、1970年7月17日の法律以前、判例上、私生活侵害の判断基準として採用していたのは「耐え難い干渉」の観念であったが、本立法により、「私生活の内密性」の観念に置き換えられた³²。それゆえ、判例は現行の第9条が施行された後も、それまで形成してきた「耐え難い干渉」の問題領域をそのまま「私生活の内密性」のそれとして扱い、本条文の適用の可否を決定していると考えられている。

第3款 第9条の意義

この規定の新設は、確かに、フランスがヨーロッパ人権条約の批准を意識してなされた国内法への調和作業の一つと考えられるが、私生活侵害に対するレフェレによる差押えなどの措置は、これ以前からすでに判例で認められていた。また「私生活の内密性 (intimité)」という表現も、判例が私生活侵害の判断基準として採用していた「耐え難い侵害」の観念を置き換えたものだと言われる。それゆえ、新設された第9条は、私生活の新たな保護手段を創造した規定というよりも、今まで積み上げられてきた上述の判例の成果を承認したものと位置づけられるだろう。ケゼールも1970年の法律によって確立される以前から、判例は私生活尊重の権利を認める傾向にあったと指摘している³³。

以上の考察から、民法典第9条の特徴を以下のようにまとめることができる。

まず、第1項の「私生活を尊重される権利」という表現が特徴として挙げられる。なぜなら、「尊重される」という表現の裏には、各人は他人の私生活を「尊重しなければならない」という義務が隠れているからである。すでに見てきたように、私生活侵害の判例においては、報道の目的に公益性がない限り、私生活の保護が報道の自由よりも優先されている。また、別の判例では「私生活への侵害の確認だけで賠償の権利は生じる」と判決されている。このように判決されているのは、私生活の侵害が「私生活を尊重する義務」の違反を構成するからである。私生活侵害の事件において、裁判所が第9条によってなしているのは、私生活の自由と報道活動の自由との利益調整ではなく、私生活を尊重する義務と報道活動の自由の調和を図ることである。そしてその帰結として、裁判所は後者の実現を公益性のある場合に限定し、そのためのサンクション（義務の強制）を行っているのである。

第二の特徴は、侵害行為の未然の防止策を規定していることである。差止めや削除などの未然の防止策は、個人の活動の自由を制約するものである。それでも未然の防止策が規定されているのは、私生活などの人格的利益の保護には、損害の填補ではなく未然の防止が必要であるからに他ならない。したがって、この規定は、私生活などの人格的利益は活動の自由を制約してまでも保護しなければならない、という考えの表れであり、「損害の填補」という考えに基づいた民事救済の限界を立法者が公言したものだと言える。

(いしい・ともや 本学部准教授)

32 P.Kayser “Les pouvoirs du juge des référés civil à l’égard de la liberté de communication et d’expression” D. 1989, chron. II, n°7

33 P. Kayser op. cit 1995. p. 122.